

## 調布飛行場のさらなる厳格かつ適正な管理運営等を求める意見書

調布飛行場は、住宅密集地域に立地していることから、地元自治体との様々な協議を経た中で、平成13年に正式飛行場として供用が開始された。現在は、離島航空（大島・新島・神津島・三宅島との間）をはじめ、防災・医療・救難などの緊急活動、航空測量、航空写真撮影、航空機整備などに利用されている。

市においても、調布飛行場については「現状を拡大させない」、「安全と騒音対策を十分に講じる」、「運用に一定の制限を設ける」ことを原則として、事前協議制も活用しながら、これまでも東京都に対して、適正な運用を求めてきた。このことは、平成9年に東京都と締結した、調布飛行場の受入れに関する27項目の条件を規定した協定及び覚書にも反映されている。

また、平成27年に調布飛行場周辺地域において発生した小型機墜落事故以降は、東京都に対して府中市議会としても、より一層の管理運営の厳格化や万全な安全対策の徹底を求めている。

こうした中、本年6月及び8月に立て続けにアメリカ軍横田基地所属のヘリコプターが調布飛行場に緊急着陸する事案が発生した。本件は、詳細の情報提供がなされないことも含め、調布飛行場周辺地域の住民を中心に、大きな不安等を与えている。

よって、府中市議会は、調布飛行場周辺に住む住民の安全・安心な生活を最大限確保する観点から、次の事項について東京都に対し要望する。

- 1 調布飛行場の管理運営に関する透明性の一層の向上を図るとともに、航空機の緊急着陸等の事案が発生した場合には、的確な情報収集と併せて、本市及び周辺自治体への迅速な情報提供を行うことで、周辺住民の不安解消と理解促進に努めること。
- 2 調布飛行場の歴史的背景や地元自治体及び住民の思いなどを踏まえ、アメリカ軍に対し、調布飛行場の利用に関して考慮することを求めること。
- 3 平成9年4月に締結した、東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定及び覚書に規定した、安全・騒音対策などに関する事項をはじめ、調布飛行場周辺自治体と約束した事項については、着実に履行すること。
- 4 調布飛行場の万全な安全対策及び厳格な管理運営について、飛行場運用に関する各種規程の遵守をはじめ、より一層の徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

様

東京都府中市議会議長

手塚としひさ